



今後、災害復旧工事が本格化していくことから県内の建設業者だけでは人手が足りなくなることが懸念され、県外を含めた遠隔地の建設業者の活用も含めた対応が必要となる可能性があります

遠隔地の建設業者の活用に当たっては、宿泊費や労働者の赴任手当などが必要になることが想定されるため、積算上見込んでいる金額以上に必要となる費用について設計変更により対応できることとする

ただし、これらの費用については、共通仮設費率分及び現場管理費率分へ一定の率を見込んでおり、実際に要した費用からそれらの費用差し引いた額を積上げ計上する

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる経費

- ・共通仮設費一營繕費 — (借上費、宿泊費、労働者送迎費)
- ・現場管理費一労務管理費 — (募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)

○確認方法

- ・実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し等）を発注者へ提出



1 遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上

実績変更対象費に関する実績報告書

費目		費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舎等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舎等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当			
	小計					
合計						

※費用は、全て税抜価格とする。



2 交通誘導員の確保に係る取組み

災害復旧工事の発注に伴い、今後、交通誘導員の十分な確保が困難となる恐れがあり、交通誘導員を遠隔地から確保した時には宿泊費や赴任手当を積算上見込むことができる「遠隔地からの労働者確保に要する費用の計上」の適用と併せ、交通誘導員の労務単価が「公共工事設計労務単価」と乖離する場合は、見積りにより労務単価が決定することとする

また、複数の警備業者との調整により交通誘導員が確保できる可能性があるので、広島県警備業協会や広島県警備業協同組合のホームページを参考に、交通誘導員の確保に努めてください

ホームページアドレス

広島県警備業協会 : <http://hirokeikyo.com/index.html>

広島県警備業協同組合 : <http://www.chuokai-hiroshima.or.jp/members/keibi/>



3 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

今後、災害復旧工事が本格化していくことから一部の建設資材にひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している建設資材及び仮設材についても、遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される

このため、当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達時の実態を反映して設計変更により対応できることとする

新規発注工事で対象とする場合、これらの適用について特記仕様書等へ記載することとし、発注済みの工事で適用する場合は協議の上、適用する

○対象となる資材

- ・骨材類、アスファルト等
- ・仮設材
- ・その他資材(コンクリートブロック等)で県内一律単価

○確認方法

- ・事前協議を行った上、実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し等）を発注者へ提出

○積算方法（骨材類、アスファルト等の場合の例）

- ・対象資材の単価を納入プラントが所在する地域の単価に変更
- ・納入プラントが所在する地域の地域境から工事現場までの運搬費(ダンプトラック運搬)を直接工事費に計上

